

No.

102

北本市議会だより



【北本まつり、きくまつり（市役所秘書広報課提供）】

主 な 内 容

9月定例会……………	P.2～5
委員会の動き……………	P.6～8
提出案件の結果等……………	P.9
一般質問 ……………	P.10～15
議会広報広聴委員会について…	P.16

平成29年
第4回北本市議会定例会は
11月29日（水）開会の
予定です。

平成29年(2017)11月1日発行

編集 議会広報広聴委員会

発行 北本市議会 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111 FAX 048-591-6335

URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp/shigikai/>

平成28年度

一般会計 特別会計 歳入歳出決算を認定

8月29日から9月22日までの25日間の会期で開かれた定例会では、市長提出議案16件、請願3件を慎重に審議しました。

特に、「議案第74号」市長の給料の特例に関する条例の制定については、修正案を挙手全員により可決しました。また、修正部分を除く原案を挙手全員により原案のとおり可決しました。

今定例会で審議された市長提出議案のうち、質疑がなされた議案について、その主なものを掲載します。

「議案第59号」平成28年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について

総括質疑通告者

三宮 幸雄（みらい）
工藤日出夫（市民の力）
中村洋子（日本共産党）
金子真理子（緑風会）
高橋伸治（みらいきたもと）
保角美代（公明党）
渡邊良太（平成会）

※通告順に掲載

Q：実質単年度収支マイナス5億8,600万2,000円に対する財政運営の課題について

A：本年度の実質単年度収支はマイナス5億8,600万2,000円となりました。実質単年度収支は、単年度収支の結果にあらわれない財政調整基金への積み立てを黒字の要素として加算し、財政調整基金からの取り崩しを赤字の要素として控除した場合の単年度収支をあらわしたものです。

単年度収支がマイナスとなりました主な要因としましては、歳入面においては国からの交付金について、その収入が予算額を下回ったことが挙げられます。

国からの交付金については、平成27年12月に公表された国の地方財政対策に基づき当初予算を積算しているところですが、28年初めから11月までの株価低迷等により、配当割交付金については予算比でマイナス4,577万1,000円、株式等譲渡所得割交付金については予算比でマイナス3,761万8,000円、地方消費税交付金については、予算比でマイナス3,096万7,000円と、それぞれ予算額を割り込みました。

近隣の鴻巣市や桶川市などの団体においても、当初予算を同様に見込んでおりましたので、交付金の決算については予算割れとなっています。

また歳出面においては、鴻巣行田北本環境資源組合における一般廃棄物処理施設の整備に係る将来の負担に備え、平成28年度に新たに一般廃棄物処理施設整備基金を設置し、基金への積み立てを始めたこと、また、12月補正で北本駅東口駐車場用地を土地開発公社から購入したことが、実質単年度収支のマイナス要因となる財政調整基金の取り崩しにつながり、実質単年度収支に影響を与えました。

なる財政調整基金の取り崩しにつながり、実質単年度収支に影響を与えました。

財政運営における課題としては、今回の歳入における国の交付金については、決算が国の当初の見込みを下回った結果、近隣団体も含め予算割れとなっていました。また、国や県からの情報提供や社会情勢を踏まえ、決算において予算の乖離がないよう、今までの以上に慎重に予算に見込んでいきたいと考えます。

歳出については、特殊な事情が生じた際に、その財源不足に対応するために財政調整基金を取り崩し、事業を行うことも必要であると考えます。また、一般廃棄物処理施設整備基金への積み立てについては、鴻巣行田北本環境資源組合における施設整備に係る将来の負担に備え、引き続き財政状況を踏まえながら実施していくこととなります。

財政調整基金については、今議会に提出しております一般会計補正予算（第3号）により、補正後の残高が11億8,860万4,000円となる見込みであり、この

残高は昨年度の同時期に比較して1億2,538万8,000円減っていますが、平成28年度末残高と比べると5,299万円増加しているところです。

財政調整基金の多額の取り崩しは、実質単年度収支に影響を与えることとなります。財政調整基金は、財源が著しく不足する場合、その他財源の不足が生じたときの財源に充当することを目的とする基金であることから、基金残高が過度に減ることがないように、その残高を保ちながら、健全で継続的な財政運営を行いたいと考えます。

Q：財政健全化判断比率について

A：健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成19年度からその算定を行っているものです。健全化判断比率として定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、4つの指標につきまして順に申し上げます。

まず、実質赤字比率と連結

実質赤字比率につきましては、一般会計等における実質赤字と公営企業会計における資金不足が生じておらず、いずれも黒字であり、実質赤字比率は算出されておりません。

なお、実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、赤字が生じた場合には、赤字の早期解決を図る必要があります。

また、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、赤字が生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解決を図る必要があります。

は県知事の許可が必要となり、25・0％を超えると、一部の起債発行が制限されます。

単年度数値を見ますと、平成26年度が2・76％、27年度が4・68％、28年度が6・65％と推移しており、28年度は27年度よりも1・97ポイント増となっています。

この主な要因といたしましては、平成28年度は27年度に比べ、元利償還金の額が2億4,630万6,000円増加したことが挙げられます。これは、24年度からの繰越事業として、25年度に実施した栄小学校B棟や宮内中学校A棟等の耐震補強大規模改修事業の地方債の借入れに関する元金償還が、28年度から始まったことによるものです。

続いて、将来負担比率は42・5％で、平成27年度の42・4％より0・1ポイント上昇していますが、早期健全化基準の350％を大きく下回っています。この指標は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す

ストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営を圧迫させるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

平成27年度に比べ、28年度の比率が0・1ポイントの増となっている主な要因としては、地方債現在高が27年度比で5億8,210万5,000円の減となり、将来負担比率を下げる要因となっている一方で、27年度末における定年退職者が少なかったこと等により、退職手当負担金見込額が、27年度比で2億7,000円増えたこと、また財政調整基金等の取り崩しの影響で、将来負担に対し充当することができると基金の残高が1億1,808万8,000円減ったことなどから、前年度と同程度の数値となったところ です。

本市における健全化判断比率は、地方公共団体の財政健全化に関する法律に示される早期健全化基準及び財政再生基準のいずれの基準よりも低い数値となっており、法律上健全な状況にあるといえます。

しかし、平成29年3月に策定いたしました北本市財政計画においても示したとおり、27年度からは、それまでの大型事業が終了したため、地方債の発行量が抑えられていますが、27年度以前に実施した庁舎建設事業等に係る地方債の元利償還の開始により、本年度以降も公債費は高い水準を推移することが見込まれます。

そのため、実質公債費比率については、北本市財政計画の計画期間である平成31年度までには28年度よりも3ポイント以上の上昇が見込まれます。さらに、28年度に公共施設等総合管理計画を定め、施設の長期活用、施設の機能や規模の最適化などの公共施設等の管理に関する基本方針や、基本方針を推進するための実施方針を定めたところです。

今後は、この計画に基づき公共施設の適正配置に係る計画を定めた上で、施設類型ごとの個別施設計画を定め、老朽化した施設について財政状況を踏まえ、計画的に改修等をしていく予定であり、この事業実施の際には地方債の活

用も見込まれます。

引き続き地方債の発行量を適切に管理するとともに、歳入の確保及び効率的な事業の執行に努め、健全な財政運営を行いたいと考えます。

Q：自主財源の確保について（市税収入について）

A：平成28年度の市税の収入済額については、一般会計分の収入済額は93億7,329万3,866円で、前年度と比較しますと1億9,579万7,476円、率にしますと2・1％の増となりました。

市民税における増収の要因としては、市内製造業の業績が好調だったことによる法人市民税の増、固定資産税におきましては、市内法人の設備投資による新工場の建設及び製造ライン設備の設置による固定資産税の増によるものです。

各税目別で見ますと、市民税が46億4,884万7,891円で、前年度と比較しますと1億393万8,459円、率にして2・3％の増、固定資産税が38億2,417万9,096円で、前年度と

比較しますと1億697万6,676円、率にして2・9%の増、軽自動車税が1億920万841円で、前年との比較では1,290万3,555円、率にして13・4%の増、都市計画税が3億9,177万3,541円で、前年度と比較しますと430万257円、率にして1・1%の減となっています。

今後とも徴収率の引き上げとともに、市税の収入確保に一層努めます。

Q：自主財源の確保について（徴収率について）

A：平成28年度の市税の徴収率については、一般会計分の収入済額は93億7,329万3,866円で、前年度と比較しますと1億9,579万7,476円、率にして2・1%の増、徴収率では現年度分98・9%、滞納繰越分28・6%、全体では96・3%となりました。

各税目の徴収率では、市民税が96・5%で0・6ポイントの増、固定資産税が95・9%で0・3ポイントの増、軽自動車税が94・1%で0・6ポ

イントの増、都市計画税が95・4%で0・2ポイントの増となりました。

平成28年度の徴収率が前年度を上回った要因といたしまして、職員が積極的に各種財産調査を重ねることで、処分の可否を速やかに判断し、5年時効による納付義務の消滅を極力減らすことによつて、税の徴収を安易に放棄することなく、納税緩和措置の適正な執行を行った結果であると考えています。

収入未済額を圧縮し、徴収率を向上させるためには、滞納繰越分に対する徴収対策以上に、現年課税の早期収納を図ることが重要であり、現年課税の徴収対策を進めるため、新規滞納者に対し、早期収納を図るための文書催告を強化するほか、夜間の納税相談窓口、土曜開庁窓口の開設、徴収嘱託員による臨戸徴収、預貯金や給与等換価しやすい財産の差押え、収納チャネルの整備等、種々の対策が必要と考えています。

このことから、現年度課税の早期収納を図るための手段として、確実に収納をいた

ける口座振替の推進を行い、期限内納付に取り組んできました。

また、口座振替の推進には、市広報紙、ホームページ等を通じ、口座振替のPRも行っております。さらに、滞納者数の削減も徴収率の向上のために必要なものです。

担当職員は、1人当たり約600人の滞納者を受け持つており、その生活状況や財産調査などを行い、滞納者の生活に即した納付計画を推奨しています。時には納付可能な財産を発見次第、差押えによる強制執行も行いますが、極力納税者の立場に立った納税指導を行い、場合によっては滞納処分執行停止措置等も行っています。

担当職員は、滞納者一人ひとりと根気強く折衝し、滞納者数を減少させることにより、徴収率の向上に努めています。今後とも徴収率の向上に一層努力します。

「議案第74号」市長の給料の特例に関する条例の制定について

Q：提案説明書を読むと、「先の市議会臨時会において市長の問責決議が可決されたことを重く受け止め」という理由のようだが、問責決議の理由については、様々な観点から議会として指摘をしている。この「重く受け止める」という中身について、市長は具体的にどのように認識し、今回の減額に至ったのか。

もう1点は、臨時議会は7月12日に開催されている。当然その可決をされた後、8月の間、約1か月の期間があった。なぜ冒頭で議案として出さなかったのか。熟慮したと思うが、当然7月12日に問責決議があり、それから1か月以上あるのだから、本来は、冒頭で議案として出すべきではなかったのかと考えるが、なぜ追加議案としたのか。

A：今回の件については、先の臨時議会において問責決議が可決されたという、このことと自体の重みを受け止めたという形です。

2点目の、何でもこの時期かということですが、その後も、やはり市民生活優先で、いろいろな問題等があります。そ

ういったものを優先的に取り組んできました。その結果、今回のこのような時期が、少し遅くなり、追加提案という形で今回提案をさせていただきましたので、御理解をお願いします。

【紹介】

今定例会において同意された方を紹介します。

○固定資産評価審査委員会委員

住所 北本市西高尾

7丁目214番地

氏名 櫻沢徹郎氏

傍聴のご案内

議会では、皆さんの生活に密着した重要な問題を審議しています。

身近な市政を知るためにも、議会を傍聴してみませんか。

議案「議案第59号」平成28年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論

日本共産党 中村議員

反対

日本共産党市議団は平成28年度予算に反対しました。執行された決算について不認定といたします。子育て支援を第一に掲げていながら、人的配置や庁内での連携、市民との協働が足りていません。妊娠から出産子育てまでの包括的支援が急がれます。出産後2か月までの全戸訪問が行われていますが、子育て中の相談窓口と支援センターとの連携が行われなければ、つながりが切れてしまいます。子どもが健やかに育つための保護者への包括支援センターと人的配置が必要です。緊急地域振興として、時限交付金での住宅リフォーム助成制度により、補助金の30倍もの地域振興結果が出ています。地域業者を育てるためにも、良い政策は続けるべきです。高齢化社会に向けて、バリアフリーや水回りの直しなどの市民要求はあります。国庫支出金や交付金が削減される時こそ、北本市内の仕事をどう生み出すのか、市税を活かして継続性のある施策の執行をすべきです。

賛成

平成会 渡邊議員

歳入について、市税の徴収率については96.3%と、0.4ポイントの上昇となるなど、自主財源の確保において一定の成果があったものと認められます。市債については、平成26年度までに実施した小中学校校舎等耐震補強及び大規模改修事業などにより、平成27年度から市債の発行が少ない水準にあります。次に歳出について、民生費の決算額については、前年度比3億2984万1575円の増、歳出全体の42.5%を占めています。今後も高齢化の影響を受け、民生費の増加が見込まれます。また、衛生費については、前年度比2億6725万7367円、21.6%の増となりました。これは、鴻巣行田北本環境資源組合における一般廃棄物処理施設の整備にかかる将来の負担に備え、新たな基金を設置し、その負担を平準化する事については、一定の評価ができると考えます。最後に、実質単年度収支が△5億8600万1205円となりました。財政調整基金は財源が不足する場合、その不足を埋めるための財源に充当する事を目的とする基金であるので、基金残高を適切に確保し、健全な財政運営を行ってみたいと思います。

賛成

公明党 保角議員

公明党を代表し賛成討論させていただきます。歳入について、国や県の有利な補助金等の確保とともに、市債の発行の減少に向け努力されたことは、評価するところです。ふるさと納税は、市への納税額よりも他市や他県に納税する金額が上回り、今後努力が必要と考えます。歳出について、国のまち・ひと・しごと総合戦略補助金を利用した事業は、単発事業にならないよう精査したうえで今後広がりを見せるような努力が必要と考えます。子育て環境整備については、学童保育を含めた保育環境整備拡充など充実策を講じており評価します。また学校環境について、学校4・3・2制の市費教員の半減は、残念と言わざるを得ません。昨年度は、公共施設等総合管理計画が策定され、更新に莫大な費用を用することがわかりました。新規のハード事業に関しては、本当に市民に必要な施設か、また北本市に必要な施設かという根本的な考えに立ちエビデンスに基づく政策立案を心がけるべきと考えます。市長は、一部の市民の声だけではなく、男女はもとより年齢、立場の違う幅広い市民の声を公平に聞くために、努力をすることを要望し賛成討論といたします。

賛成

緑風会 今関議員

市債発行額は1億7000万円、11.5%ほど抑えられ市債残高は前年度に比べ5億8000万円減少しました。滞納繰越分も含めて徴収努力が認められます。その中で職員数が減員となっていますが各事業において効果を上げています。健康長寿埼玉モデル事業では、参加者増員の実施となり血液検査、体力測定の結果では、いずれも改善が見られました。これから更に参加者の健康増進と健康に対する意識向上に努めていってほしいです。すぐやる課については、市民の要望に対し迅速に対応し、時には現地に赴き、各課との連携調整の向上に努めたことで、昨年度と比較して市民からの要望、相談件数が減少しています。これは、すぐやる課の努力の結果と見て取れます。これからも市民の身近な相談役として努めていただきたいと思います。住宅改修資金補助金では、市民に好評で2か月間で49件申請があり予算額に達しました。市内業者の受注の機会が増加し低迷する市内経済の活性化及び市民の住環境の向上が図られました。事業拡大される事に期待したいと思います。以上のことから今後も計画的にかつ効率的な事務執行に取り組まれるよう要望し賛成討論といたします。

総務文教 常任委員会

「議請第3号」現王園孝昭市長に辞職を求める請願について

Q：在学期間証明書の内容（平成4年10月1日から8年9月30日まで在学）と埼玉新聞社が回答した内容（平成6年9月修了）との相違について

A：「中退」「卒業」という言葉は使いますが、「修了」という言葉は知りませんでした。「修了」という言葉を記入して埼玉新聞社に提出した覚えはありません。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より本請願を趣旨採択とする動議が提出されました。趣旨採択の理由は、「市長を招請し質疑しましたが、市長の発言内容と委員会の調査内容との相違についてはつきりとした原因や理由が確認できませんでした。市長は「記憶にありません」とのことでしたが、埼玉新聞社の回答の内容は、重みがあるものと考えます。しかしながら、市長本人が履歴事項を書いたかどうかをはつきり確認する手段がないため、「現王園市長に辞

職勧告決議をすること」という請願事項への賛否の判断は困難だと考えました。一方で、学歴詐称で辞職を求める請願が出されるということは、政治家として倫理上にも疑問があると言わざるを得ないと考え、請願者の願意は理解できます」という説明がありました。

「議案第74号」市長の給料の特例に関する条例の制定について

Q：給料の減額の割合や期間について、市長はどう考えているのか
A：給料の減額の割合や期間については、第2回臨時会の問責決議を重く受け止めた市長の思いだと思います。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より本案に対する修正動議が提出されました。修正の理由は、「問責決議が可決されたことを重く受け止め、市政をあずかる責任者として、今後の市政運営を行うにあたり、自らを律するため」とありますが、「今後の市政運営」であれば、市長がその職にある期間と給料の減額の期間を合わせるべきだと考えました」という説明がありました。

【修正案の概要】

給料の減額の期間を平成29年10

月1日から「平成30年3月31日」までとする議案に対して、「平成31年4月30日（この条例の施行の日）に在職する市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日」までとする修正案が提出されました。

健康福祉 常任委員会

「議案第59号」平成28年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち福祉部及び健康推進部関係について
民生費のうち児童福祉費に関して

Q：多子出産祝金及び0歳児おむつ無料化事業の事業効果について
A：多子出産祝金は、平成28年度からの新規事業で、5万円の現金支給となります。窓口で申請した際に大変喜ばれています。1年経過したばかりの事業ですので、多子出産の奨励や経済的負担の軽減をもって、人口の増加への寄与といった効果については、未知数です。また、0歳児おむつ無料化事業は、28年度のクーポンの引替枚数が13,752枚、人数

に換算すると392人相当となり、29年3月31日現在の本市の0歳児人口が382人ですので、対象者には概ね利用していただいていると考えています。これらの事業に限らず、様々な取り組みを全庁的に行うことによって、人口減少等へ対応するための事業効果が出てくると考えています。

「議案第68号」平成29年度北本市一般会計補正予算（第3号）のうち福祉部及び健康推進部関係について
債務負担行為に関して

Q：がん検診業務の具体的な計画について

A：平成30年度に6つの検診を行う予定です。受診者の予定数は、胃がん検診が1,500人、肺がん検診が胸部レントゲンと喀たん併せて延べ1,750人、大腸がん検診が1,680人、乳がん検診が1方向・2方向併せて1,295人、子宮がん検診が940人、40歳未満の特定健診の対象とならない世代の女性を対象とした、30代までの健康力アップ健診として520人を予定しています。毎年若干ですが、受診者は増えており、実施日数を増やしたり、土曜

日や日曜日を必ず日程に入れるなど利用者の利便性を高める工夫をしています。

建設経済 常任委員会

「議案第59号」平成28年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち市民経済部及び都市整備部関係について
市民生活費のうち市民相談費に
関して

Q1：市民相談の受付状況について

A1：最近の相談内容は不動産売買に関するトラブル、借金問題など専門的な知識を要する相談が増えているため、毎週水曜日の弁護士による法律相談に予約の割合が多くなっており、早急に相談が受けられない場合があります。その場合は、市民課から無料の相談チケットを配布して、埼玉弁護士会に相談していただくなど速やかな対応を図っています。

都市計画費のうち街路事業費に
関して

Q2：中央通線整備事業の進捗状

況について

A2：平成28年度末の事業費ベースで、進捗率88%です。完成年度は32年度を目標としており、残る事業は、電線の連系管工事と用地交渉2件、照明灯整備、歩道の美装化があります。

新庁舎等の 公共工事等に係る 調査特別委員会

平成28年第4回定例会で設置された新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会は、ここまで計30回の委員会を開催しました。中間報告の概要についてお知らせします。

1 証人尋問等の調査について

2月21日に北本市公共施設等検査委員会から「最終報告書」、4月28日には、監査委員から「随時監査結果報告書（新庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設事業の事務の執行について）」の提出を受けました。本委員会は、前記2つの報告書と関係記録を精査するとともに、関係職員から5月9日に2人を参考人招致し、加えて同月25日、26日、31日、6月1日、2日

の5日間で、18人から聴き取りを行い、その後、代表監査委員から随時監査結果報告書に基づいた説明を受けました。これらの調査を踏まえ、本委員会として、事件の真相究明のためには、設計事務所や施工会社、下請け会社からの調査が必要であると考え、7月19日、24日、27日、8月7日、10日の5日間で計17人の証人に出頭を求め、証人尋問を行いました。

2 調査から確認できたことについて（3つの視点から）

（1）損害発生の有無について
ア（仮称）こどもプラザ・児童館のトイレの化粧台キャビネットについて、変更契約において6台設置で設計金額192万3,000円が計上されていますが、未施工であることが確認されているので、執行部においても精査し、然るべき対応を行うべきであると考えます。

イ 議会議員控室の間仕切りは、変更契約において当初設計の6か所から2か所減らし、4か所としています。減らした2か所については、防音壁に、設計変更されているが、金額調整がされていないことが確認されています。本委員

会の調査では、間仕切り2か所の設計金額と防音壁の工事代金の差額は318万5,280円となっているため、執行部においても精査し、然るべき対応を行うべきであると考えます。

（2）執行者（担当者）の責任の有無について

ア 北本市新庁舎及び（仮称）こどもプラザと北本市拠点防災倉庫の設計・施工・監理業務の事務執行において、当時の市長及び職員に法令・規則等に反する不適切な行為があることは、監査委員の随時監査結果報告書において指摘されているが、その責任の有無について報告できる状況に至っていないので、最終報告において再発防止策とともに報告する予定です。

（3）関係法令等からの逸脱及び不適正な手続きの有無について

ア 北本市拠点防災倉庫を、新庁舎等の工事を請け負っている「フジタ・伊田特定建設工事共同企業体」に発注していますが、北本市建設工事共同企業体取扱要綱第11条（対象工事）に規定する「特定建設工事共同企業体による施工の対象とする工事は、大規模工事であって技術的难度の高い特定建設工事で市長が適当であると認めた

ものとする」に該当する建築物といえず、入札不最後のやむを得ない状況を考慮しても、適正履行とはいえないと考えます。

イ 北本市新庁舎建設工事設計意図伝達業務及び工事監理業務委託については、当初予算内で設計金額が起案され、市長が決裁後に、株式会社安井建築設計事務所（以下「安井建築設計事務所」という。）に見積りを依頼したが、安井建築設計事務所から提出された金額は市の設計金額を大きく上回り、市長の指示で金額調整され、予算を上回る金額で契約締結しました。その結果、市長が決裁した当初予算内で積算された設計金額の起案書は破棄され、予算の記載のない新しい起案書が当初の起案日にさかのぼって作成されています。予算主義の原則に対して、公文書作成・管理において、不適切な執行ではなかったかと考えます。

ウ 北本市新庁舎建設及び（仮称）こどもプラザ建設工事実施計画書の委託業務が、契約期限には未完成であり、かつ成果物の一部において北本市新庁舎及び（仮称）こどもプラザと異なるものを納入し、その事実を検査員に知らせず完了検査をさせています。本来なら契

約期間の変更と予算の繰越し手続が必要だが、それを省いた事務執行は法令等に反した行為であること、また、契約受託者は期限内に完了させなかったことは、北本市標準委託契約約款及び建築士法に反しており、極めて不適切であると考えます。

エ 設計変更に伴う追加工事を変更契約したことは、随時監査結果報告書で指摘されたとおり、工事等の契約内容の変更に伴う事務取扱要領（平成21年1月23日市長決裁）第2（契約変更の事由）の規定に照らし、変更契約の原則に反する行為であり、不適切であると考えます。

オ フジタ・伊田特定建設工事共同企業体と安井建築設計事務所は、完成図の作成において不備が見られ、北本市建設工事標準請負契約約款、北本市標準委託契約約款及び建築士法に反しており、極めて不適切であると考えます。

カ 児童館トイレのキャビネット6台の未設置及び議会議員控室の間仕切りの設計変更に伴う金額未調整については、故意・過失を精査し、然るべき対応を行うべきであると考えます。

この他にも、完成図の一部不備

や設計事務所の証言で、市議会議員がメーカー及び下請の推薦を行っていたことも確認しました。これらの証言をもとに、3社の下請け業者を証人尋問し、その関与等についても調査しました。今後はさらに調査を進め、本件に係る真相を究明していきます。

議会用語の解説

【継続審査】（けいぞくしんさ）

会期中に議決されなかった議案などは、原則として次の会期には引き継がれることなく、廃案となりますが、その例外として、本会議の議決によって、付託された委員会が閉会中に引き続き審査を行うことをいいます。

【趣旨採択】（しゅしさいたく）

請願に対する議会の意思決定は、理論的には「採択」か「不採択」の2種類しかありませんが、議会としては、請願の願意については十分に理解できますが、実現性の面で確信が持てないといった場合に採られる請願に対しての決定の方法をいいます。

議会報告会

○ 第16回議会報告会を開催しました

去る10月14日（土）に北本市役所において、第16回議会報告会を開催し、多くの市民の皆さんの御参加をいただきました。



▲第15回 議会報告会の様子

※会派別議席番号順、敬称略

議 案 名		議 決 結 果	平 成 会					公 明 党			み ら い		緑 風 会	市民の力		きたもとい	日本共産党				
			松島修一	渡邊良太	滝瀬光一	黒澤健一	加藤勝明	横山 功	保角美代	岸 昭二	島野和夫	北原正勝	大嶋達巳	三宮幸雄	今関公美	金子眞理子	日高英城	工藤日出夫	高橋伸治	諏訪善一良	湯沢美恵
市長提出議案	平成２８年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	平成２８年度北本市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２８年度北本市都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	平成２８年度北本市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２８年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２８年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２８年度埼玉県央広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市道の路線の廃止について	可決	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２９年度北本市一般会計補正予算（第３号）	可決	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	平成２９年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２９年度北本市都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２９年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２９年度北本市介護保険特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成２９年度北本市公共下水道事業会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長の給料の特例に関する条例の制定について	修正可決	○	○	○		退	退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請 願	議会の権威を取り戻すことを求める請願	不採択	×	×	×		×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
	駅東口の駐車場の現状維持に関する請願	不採択	×	×	×		×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	×	×
委員会提出議案 議員提出議案	北本市議会会議規則の一部改正について	可決	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市有地事業用定期借地権設定契約の変更等を求める決議	否決	×	×	×		×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

継続審査の結果一覧

請 願	現王園孝昭市長に辞職を求める請願	趣旨採択	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○
-----	------------------	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※議長は表決に参加しないため、表決結果は空欄になっています。

※表の見方 ○:賛成 ×:反対 欠:欠席 一:棄権 退:退席

※各議員が編集を行っています。



大嶋達巳議員（みらい）

【北本市日常生活用具給付事業について】

Q：この事業はどのようなものか。

A：日常生活用具給付事業は、重度の障害をお持ちの方の日常生活がより円滑に行われるための用具を北本市日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、給付または貸与する制度です。

Q：実施要綱に人工喉頭はあるが、具体的な記載はない。現状で使える人工喉頭には、どのような種類のものがあるのか。

A：一般的に笛式と電気式と呼ばれる品目が給付の対象となり、人工鼻は現在対象としていません。

Q：人工鼻も対象にならないか。

A：給付対象として加えられるか検討をしたいと考えています。

【ふるさと納税について】

Q：平成28年度のふるさと納税の実績は。

A：寄附実績は40件、294万8千円です。また、寄附金額より控除額が大きく上回っている状況です。

Q：ふるさと納税を増やすために、どのような対応をしているのか。

A：5種類であった返礼品を本年7月から25種類に拡大しました。今後は民間のふるさと納税ポータルサイトの有料サービスを活用し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えています。

Q：市外に住んでいる職員の方に、北本市へふるさと納税をしていただけたらどうか。

A：今後、職員に向けて本市のふるさと納税に係る情報を提供し、寄附を促進することを検討したいと考えています。



高橋伸治議員（みらいきたもと）

【事業の経済効果（費用対効果）について】

Q：野球場の防球ネットは、総額と公費投入、結果的にいくらになったか。

A：防球ネットの新設工事につきましては、総額で1億5,575万8,680円でございます。財源の内訳につきましては、スポーツ振興くじの助成金が1,600万円、寄附金が38万8,680円を充てていますのと、ふるさと納税分が17万円、起債で1億3,920万円となっております。

Q：試算ですが、30年間防球ネットを使い続けるとして、年間100回使うとして、1試合当たり投入した金額で割り返すと幾ら支援していることになるか。

A：1試合当たり4万4,000円が市の負担額ということになります。

Q：東口のホテルの経済効果について、朝食材料を市内で購入ということですが、年額いくらくらいになると試算しているか。

A：この件に関しましてはお答えいたしかねます。

Q：私の考えを申し上げますと、朝食は原材料費300円で、60食朝食があるとすると、年間600万円くらいというふうに見ていますが、それについて妥当かどうかという答弁もいたさないか。

A：材料費の600万円が妥当かどうかの判断はいたしかねますが、事業者は開業当初の数年間の稼働率70%程度を見込んでおられると申しておりますので、60食というのはおおむね妥当な数字と考えます。

Q：ホテル自体の事業として、2億数千円ぐらいの年間事業になるが、原材料費などの購入、飲食店での消費によって、北本市の市税は幾ら増えるのか。

A：この件に関しましてもお答えいたしかねます。



北原正勝議員（みらい）

【第五次北本市総合振興計画の実行 其の3】

Q：平成29年度上期実績見通しと評価と課題は。

A：概ね順調に進捗しています。リーディングプロジェクト関連の新規事業は、費用対効果・組織体制等を考慮して実現可能性の検討と成案化に向けた横断的な検討を進めます。

Q：広域行政視点から取り組むべき施策・事業は。

A：今後の行政サービスの維持・継続のためには、広域行政の取組は重要です。今後は近隣自治体に加え、遠隔市も含めた広域連携について研究・検討を行います。

Q：都市マスタープラン・産業振興ビジョン策定は。A：都市マスタープランは、新たな課題及び立地適正化計画を考慮し2年間でする予定です。産業振興ビジョンは、現場レベルの交流を基本に、産業振興・連携のあり方を各事業者より伺いながら策定します。

【北本駅東口ホテル事業の誘致について】

Q：本事業誘致の目的と期待効果は。

A：中心市街地活性化の核となる施設を整備し、来街者を増やし、まちの賑わいを創り出すことを目的とし、市内の消費や雇用、関連ビジネスが拡大し、市内経済の活性化につながるものと期待しています。

Q：事業概要は。

A：北本駅東口駐車場として暫定利用している約867㎡の市有地を事業用定期借地権により事業者に貸付け、事業者が宿泊施設を整備・運営するものです。

Q：付帯決議事項の取組は。

A：駐車場を確保するとともに代替えトイレを整備します。

【久保区画整理事業とデーノタメ遺跡について】

Q：久保区画整理事業とデーノタメ遺跡の共存は。

A：仮に遺跡用地として6ヘクタールの土地を保存した場合、都市計画道路・換地計画の大幅変更が余儀なくされ、庁内の関係部署にて調整を進めます。



中村洋子議員（日本共産党）

【平和宣言都市の市民協働のあり方について】

Q：憲法読本の状況について伺います。

A：（市長）現在、憲法読本の在庫は少なく、6年生の生徒全員に配布できないことから、各クラスの学級文庫や図書館に保管し、自由に閲覧できるようにしています。今後の憲法読本の改訂については、事業目的と効果を検証した上で有効活用されるものを検討します。

Q：今、平和が非常に危惧されるこの状況の中だからこそ、憲法を子どもたちに、市民に再確認をしていかなければと考えます。昨年3月と9月に、市長は憲法読本について、「改訂し新しく良いものを作っていきたい」と答弁されました。課が準備を進めるのは当然です。平成30年の増刷はあるのかについて伺います。

A：（市長）今、いろいろな検討をしながら、この事業目的も含めて、皆さん方に有効に使っていただくというのが一番のことですので、中身をどう充実しようかという、いろいろな形で取り組んでいます。

Q：平和啓発事業について伺います。

A：（市長）平和を考える集いは実行委員会方式で開催をし、北本市非核平和都市宣言及び世界連邦平和都市宣言の趣旨に基づく平和思想の普及啓発を図り、平和啓発活動の企画運営と、平和を考える集いの運営に取り組んでいます。第31回平和を考える集いは7月26日から30日の期間、市役所ホール及び文化センターにおいて開催しました。参加人数は延770人です。特別展は沖縄戦とひめゆり学徒の写真、資料などを展示しました。平和講話会は所沢市在住の金子さんによる、戦争体験談をお話いただきました。今後とも平和啓発事業に取り組めます。



保角美代議員（公明党）

Q：中小企業の振興と地域経済活性化政策エコノミックガーデニングの取組について。

A：鳴門市では、情報収集発信の根本となる活動である企業訪問や企業間のつながり、中小企業支援機関の連携調整と情報共有を行うための支援ネットワーク会議などの情報共有や事業間連携の構築に力が入れられています。今後、このエコノミックガーデニングの手法を参考に、個別的な点の支援のみではなく、行政や商工会、金融機関など関連機関が協力連携した中小企業支援策を検討したいと考えます。

Q：手話言語条例の必要性を市長と語る会で当事者に話を聞いてはどうか。

A：（市長）福祉まつりで、歌に合わせて行う手話の体験に毎回参加しています。市民の皆さんに親しみを持って手話が体験できるような形ができればいいなと思います。ぜひ、お会いしてお話をお聞きしたいと思っています。

Q：野良猫対策の地域猫施策について。

A：埼玉県では、地域猫活動を推進しており、経費を補助する市町村に対し、1地区につき年間40万円、3年間補助する制度があります。また、今年度から、住民が行う野良猫の不妊去勢手術に対し補助制度を導入する市町村へ助成する制度や、彩の国動物愛護推進員が行う野良猫の不妊去勢手術に補助する制度があります。

今後、希望団体があるか否か等により、効果的な時期に補助制度等の導入を検討したいと考えます。



（本会議での手話通訳の様子）



島野和夫議員（公明党）

【災害時における避難所運営について】

Q：本市の避難所運営マニュアルは策定されているのか。また、どのような内容となっているのか。

A：平成28年1月に避難所運営マニュアルを策定し、いつ、誰が、何を、どうするかということを簡潔に示しています。また、災害時要支援者や女性、ペット対策などの配慮事項、長期化への対応についても記載をしています。

Q：住民による避難所運営について、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、「避難所生活は住民が主体となっていくべきもの」となっていますが。

A：市では、各避難所へ3人の職員を初動として配置しますが、特に避難者が本格的に避難生活を送り始める展開期、3日から3週間程度の間は、避難者を中心とした避難所運営委員会を組織し、避難所を運営していくと定めています。

Q：避難所運営マニュアルに基づく避難所運営の訓練とHUG訓練・DIG訓練の実施状況について。

A：避難所開設訓練は、西小学校で7つの自主防災会52人の方、職員12人の方と計64人。中丸東小学校では、10の自治防災会48人の方と職員10人の58人の参加のもと、開設訓練を実施しました。今後は、避難所会場でも避難所開設訓練に続いて、避難所運営訓練も検討したいと考えています。今回、災害時の対応マニュアルと地域防災計画との整合を図り、各自自主防災会、また、学校等へもこういった資料を提供する、また、直接、市での防災訓練についても取り入れていくという方向で進めていきたいと考えております。

その他の質問 2件



今関公美議員（緑風会）

【東口トイレの再整備について】

Q：なぜ東口トイレは仮設トイレなのでしょう。

A：平成13年の駅西口ビル建設の際に仮設トイレとして設置されたもので、駅西口ビルが完成し一階に公衆トイレが設けられた後に、市内の公園への移設を計画していたが、費用対効果の検討がなされた結果、取り壊さずに現在まで使用されています。

Q：約10か月位トイレが無くなるが仮設トイレの設置検討とかあるのでしょうか。

A：入札手続きや設置工事に数カ月準備期間が必要となり実際に使用する期間が短くなり費用対効果から設置しないこととしました。

（要望）奈良県のリサイクルショップトイレで6年生女児誘拐事件がありました。駐車場に隣接している比較的人目に付きやすいトイレでの事件です。

東口トイレは場所的に気が付きにくく、薄暗い印象です。また、和式で子どもや高齢者は使用しづらく、何より西口工事の時の仮設トイレです。新しいトイレは明るい場所になり防犯に優れたトイレになる事でしょう。トイレを使用する方々のために、明るく安全なトイレとなるようお願いします。

【認知症サポーター育成について】

Q：認知症理解を深める教育として、小・中学生をサポーターとして養成するのはどうでしょうか。

A：小・中学生での開催に向けて教育部局と調整していきます。

その他の質問

・タバコのポイ捨てと犬のフン等の放置防止対策

・「買い物難民」の対策

・「オレンジカフェ」運営について

・地域ケア会議について



金子眞理子議員（緑風会）

【彩の国動物愛護推進員と地域猫活動の啓発推進】

Q：市内から参加する方を増員できないか。

A：埼玉県では11月末まで約60人の推進員を募集しています。募集要項は市ホームページ、環境課にあります。地域猫活動を推進員が行うと、野良猫の不妊手術や去勢手術に補助金が出ます。啓発には市内動物病院等にも協力をお願いしたいと考えています。

【未病への取組について】

Q：未病は病気ではないが健康でもない、優れない状態を言い、古代中国からあった概念。この未病改善をコンセプトに既存事業をつなげられないか。

A：未病改善の取組は、食、運動、社会参加。本市は第五次総合振興計画の「健康でいきいきと暮らせるまち」の施策で未病改善のための具体的事業は網羅されていると考えています。各課で様々な事業を行う中、分野にとらわれずベースとなる共通の考えを持ち、市を挙げて健康なまちづくりに取り組む体制を整備することは重要であると認識しています。

【駅東口駐車場の廃止について】

Q：市民にとって利便性の高い公共施設です。市民からの説明会開催要求書と存続の要望書への回答は

A：現駐車場は当該用地の整備方針が決定するまでの間の暫定利用として整備したものであるから決して利便性の高い公共施設とは言えません。市議会において決定された事項であり、一部の市民に説明会を開くのではなく、ホームページと広報に掲載し全戸に配布し、お知らせしています。

Q：当初の公衆トイレの廃止は侵害行政ではないか。

A：権力を用いて市民の権利や利益を制限したり奪ったりする侵害行政には当たらないと考えています。

Q：今後も公共施設の変更は市民説明をしないのか。

A：事前の検討、調整と利用者へ十分な説明を行います。



加藤勝明議員（平成会）

【産業振興、新たな特産品の開発について】

Q：一昨年、香川県善通寺市に研修に行ってきた。当市ではまちを上げて今迄眠っていたダイシ麦を特産化し規模を拡大しています。北本市もかつては麦の大産地でした。このダイシ麦をまちの特産品にしたいと提案します。

A：農業を取巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足等厳しい状況です。米麦類の新たな特産品開発は農業活性化の有効な手段です。特産品生産にあたっては、販路についても流通業者・食品業と連携した支援が考えられ、今後、県の制度を活用し、農業者だけでなく、農業団体、県農業委員会、JA等と連携し推進していきます。

【道路行政、国道17号の夜間の振動について】

Q：老朽化により、桶川・北本・鴻巣にかけて特に傷みがひどく夜間棚のコップ等が落ちるほどで、近隣住民から何とかしてほしいとの要望を受けているが、市は国にどのような依頼をしているのか。

A：大宮国道事務所でも振動発生について認識しており、効果的な修繕に努めてもらっていますが、市民から要望・相談・指摘があった際は、現場を確認し道路管理者に連絡して適切な管理をこれからも依頼していきます。

その他の質問

①県道311号線の歩道の整備及び県道312号下石戸上菖蒲線の国道17号東側への延伸について

②通学路、農道等の市道の整備について

③中丸8丁目地内一般廃棄物物理立処分場跡地のその後の進捗状況について

④北本駅東口駅前ロータリーについて

・朝の送迎時の車の混雑の緩和策について

・ロータリー整備について

⑤教育行政について

・通学路の安全について（周辺環境）



三宮幸雄議員（みらい）

【東口駅前駐車場・トイレの取扱いとホテル誘致について】

ホテル誘致について

Q：市民説明会の開催について。

A：議会の議決をいただいた内容であり、全戸に配布する広報でお知らせしたほか、市のホームページにも情報を掲載しています。また、市長のあいさつの中で説明もしており、説明会を開催することは予定しません。

【文化財保護行政について】

Q：デーノタメ遺跡報告書の刊行スケジュールについて。

A：報告書の刊行は、成果の公開と遺跡の評価に必要であり、現在、鋭意取り組んでいます。

Q：鴻巣七騎旧跡への案内板設置について。

A：戦国時代の開発士豪として評価し、案内板の設置等を検討します。

Q：上手館の評価と整備について。

A：川口市の「赤山陣屋」、大宮の「寿能城」とともに、同時代の出丸を持つ貴重な中世の館跡であり評価したい。鴻巣七騎の一人大島氏が比定される。

【関東グリーコ第二工場の誘致について】

Q：関東グリーコ側との交渉・課題について。

A：第二工場の建設はスケジュールの関係で当面保留と聞いています。九州グリーコ（佐賀市）と広島グリーコ（広島市）を解散し、その一部について関東グリーコ等へ生産拠点を移行すると発表されています。

鴻巣七騎（伝）

大島大炊助	（北本市宮内）
大島大膳亮	（北本市宮内）
深井対馬守	（北本市深井）
加藤修理亮	（北本市中丸）
小池長門守	（鴻巣市鴻巣）
矢部 某	（鴻巣市下谷）
立川石見守	（鴻巣市上谷）
河野和泉守	（鴻巣市常光）
本木 某	（桶川市加納）



岸 昭二議員（公明党）

Q：「いきいき百歳体操」と、この事業の立ち上げについて。

A：このモデル事業の特徴は、①誰でも歩いて通える地域の集会所等で実施すること、②市民が自分たちで運営すること、③効果が検証されている体操を週1回以上行うことです。体操の効果で、足腰の筋力を鍛えて転倒しない体力づくりと、市民が運営することで地域でのつながりや、週1回開催することによる見守りが期待され、本市では現在、介護予防サポーター養成講座を開催し、地域で、広めていただくと、ボランティアを養成しているところですので、今後は、西高尾8丁目、高尾チサン自治会が、正式に10月から立ち上がり、高齢化率の高い自治会を中心に働きかけを行う予定です。

Q：セーフコミュニティ活動の今後と、自殺対策委員会の活動について。

A：本来の目的である安心・安全の活動は継続していききたい。セーフコミュニティに取り組むことにより得られた団体間のつながりや、協働の仕組み、データの活用といったことは、生かしていけるものと考えます。

平成28年4月1日施行の改正自殺対策基本法で、市町村の自殺対策計画策定が義務づけられました。本市のセーフコミュニティ自殺対策委員会は、平成24年以降、市内の自殺者の状況分析を重ね、実際に事業にも取り組んできました。その強みを生かし、健康づくり課とともにセーフコミュニティ自殺対策委員会を、計画素案作成を行うワーキンググループとして位置付けることを考えています。



湯沢美恵議員（日本共産党）

【介護について】

Q：住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略・新オレンジプラン」が改訂されました。だれもが人としての尊厳を大切にされながら生きることが大切です。認知症は早期発見・早期診断が必要です。本市の取組について伺います。

A：認知症の人を見守り支える応援者・認知症サポーターの養成と活動の支援を進めています。また、北本市認知症ガイドブックとあわせて、認知症の進行段階に応じた相談機関の案内を記載した認知症ケアパスを作成しました。認知症ケアフェスティバルも、認知症の専門医等による相談窓口を併設し、認知症に関する様々な相談を、初期の段階で受付けています。さらに来年度4月にむけて、家族支援などを包括的、集中的に行いながら、認知症に対する適切な治療につなげるため、認知症サポーター医や看護師等で構成される認知症初期集中支援チームの設置をすすめています。

Q：地域包括ケアシステムの強化に関し、自立支援、重度化防止にむけた取り組みが求められています。具体的な内容について伺います。

A：地域づくりによる介護予防推進支援事業として、地域の集会所等の通える場所で、効果が検証されている体操プログラムを実施し、市内全域に広めたいと考えています。

Q：介護保険料の滞納者に対するペナルティが問題となっています。内容と状況について伺います。

A：介護保険料を滞納している被保険者については、災害等の特別な事情がある場合を除き、給付の償還払い化、支払いの一時差し止め、減額などの保険給付の制限が設けられていますが、現在のところ本市では給付制限は行っていないです。



松島修一議員（平成会）

【道路整備について】

Q：道路整備はどのような方針で進めているのか。

A：自治会等を通じて道路整備の要望を頂いています。多くの要望に適切に対応するため、「生活道路整備基本方針」を定め道路整備に取り組んでいます。

Q：生活道路・農道の今後の整備方針は。

A：道路を含む公共施設等の維持管理には、将来にわたり多額の費用を要する等、財政的課題はありますが、引き続き市民の皆様の生活環境向上の為に道路整備に取り組みいきます。農道整備についても、農作業効率化や、遊休農地の防止や解消に有効ですので、引き続き検討していきます。

【教育等について】

Q：教育長就任後教育方針と成果はどうであったか。

A：小・中学校の義務教育9年間の学びや育ちの連続性を重視した「学校4・3・2制」を推進し、子ども達の発達段階や特性に応じたきめ細かな支援をしてきました。一つは小学校1～4年生は学校生活のスタート期にもあたるので近隣市町にはない「市費採用教員を採用しきめ細かな指導に努めました。市の学級満足度調査・学校生活意欲調査では調査対象の小学4年生から中学3年生まで全ての学年で全国平均を上回り、特に中1では20%以上上回っていることから中1ギャップを軽減できつつあると考えています。市では既に外国語指導助手（ALT）を活用した英語指導に取り組んでいます。昨年度から小学校高学年を対象にイングリッシュ・サマープログラムを開催し、ALTとのコミュニケーションを通して、語学と外国文化への興味関心を通して学ぶ意欲やグローバルな視点を育てていきます。

その他の質問

①教育について

・道徳教育の取組について

・18歳選挙権への対応について

・ICT教育について

②大村博士記念碑について（意義と今後の活用）

③北本駅東口ホテル建設について



横山 功議員（平成会）

Q：パークゴルフ場建設の今後について。

A：平成29年3月議会に提案しましたが、本事業に関する事業費が削られて修正予算が可決されています。したがって、現在のところ新たな検討は進めていません。今後施設の整備を検討するにあたっては、手続き等についてご指摘を受けることのないよう進めていきます。

Q：市街化区域の下水道整備の今後の事業計画について。

A：平成29年度は緑3・4丁目や、旧暫定逆線引き地区の市街化区域に編入した地区の整備に取り組みしており、今年度末において緑3・4丁目地内については、私道等を除き概ね整備が完了する予定です。平成30年度以降の整備については、台原地区の市街化区域に編入された地域や緑3・4丁目の一部、久保特定土地区画整理事業地内の一部の整備を順次進めていきます。

Q：中山道北本工区整備事業について、現在の工事の進捗状況及び県の事業ではあるが、市としても県に強く要望する必要があると考えますが。

A：この中山道は、北本市区間5・1kmの内三軒茶屋通りから南大通りまでの1・1kmの区間を幅員16mに拡張する事業です。進捗率は3月時点で80%です。未買収用地については、現在も地権者と粘り強く交渉を重ねていることです。本市としても、上田知事に、1日でも早い完成に向けて要望書を提出したところです。

その他の質問

・農業問題について

・駅東口の整備に駐車場整備を考えられないか

・野球場防球ネットの寄附について



日高英城議員（市民の力）

【駅東口市営駐車場を営利事業者に事業用定期借地権つきで30年間貸し出すことで、市民が長期間にわたって、不利益を受けない契約について】

Q：契約書とは現時点で想定し得る不測の事態に対し、リスクがゼロとなるように取り交わすべきものと理解いたしますが、どのようにお考えか。

A：契約締結にあたり市に不利益が及ばない事が当然と考える。顧問弁護士も受けています。

Q：金融機関に提出した事業計画書は手元に有るか。

A：市には提出されておりません。

Q：純利益が平成25年4,600万・26年4億2,050万・27年1億3,250万と大きく動いているが、デリバティブ損失とも聞か、この動きについて説明を受けたか。

A：特に説明は受けていません。

Q：契約者、保証人、双方の代表取締役に対し信用や資産について、専門の機関を使い調査をしたか。

A：調査等は実施しておりません。

Q：金融機関に提出した事業計画書は手元に有るか。

A：市には提出されておりません。

Q：市民の財産を30年間託す企業として不適格では。

A：審査委員会ですべて審査してその上で決定しました。

Q：契約終了時更地にして返還保証金額は1,368万、解体費用が担保できない。保証金額を見直すべき。

A：他の自治体は大体1年程度。顧問弁護士にもよく見てもらったうえで契約しております。

Q：エフ・イー・ティーシステムマネジメントとエフ・イー・ティーシステムとは連結決算か。

A：連結決算です。

Q：保証人は子会社では不適格ではないか。

A：100%倒産しないとは言いませんが、顧問弁護士のチェックも受けているので問題ありません。



工藤日出夫議員（市民の力）

【産業基盤の整備について】

Q：企業誘致という他力本願型で、産業政策に新たな展望が開けるか。

A：（市長）企業誘致としてホテルを誘致した意義を強調した後、今後は、いかに民間の力を結集できるかが鍵でございます。事業者にも宿泊施設オープン後には、地域内の民・民連携を促していきたいと考えております。そのため、議員には逆に他力本願大いに結構と言っていたのだと思います。

Q：私が質問したのは、他力本願型（裾野の狭い業種）の企業誘致で、市の産業基盤に革新的変化が起るかということですか。これからは企業誘致だけでなく、特異な才能・技術・コンテンツを持つ人材の誘致・集積へと変えていくことはないか。

A：緑に恵まれたコンパクトなまちづくりとして、今後、産業振興ビジョン、都市マスタープランの中で、その実現の方向性をお示しできればと考えています。

【定礎石の再度の交換について】

Q：市民の要望で庁舎の定礎石から前市長の名前を削り、市民の要望で前市長の名前を入れた定礎石に変えた理由は。

A：（市長）7月に開かれた平成29年第2回北本市議会臨時議会におきまして、市庁舎定礎石を建設当時の状況に復元する決議を受けまして、市民有志の寄附申請を受理して、工事許可し、公費の負担なく取りかえが行われたところであります。

Q：市民有志が寄附されたが、受け取った定礎石は行政財産になるのか。処分は市長の専権事項か。

A：（市長）議会の決議を受け復元をさせていただいたということなんです。

Q：どうも日本語の会話が成立していない。私が聞いているのは、受け取った定礎石（石津前市長の名入り）は行政財産か。その処分は市長の専権事項ですかということなのですか。もう一度伺います。

A：（部長）庁舎の一部ですので行政財産ですから、処分は市長の判断です。

Q：部長なら明快に1分もかからないで答えられるものが、市長に答弁を求めると、何で4分も5分も6分も答弁しても理解できないのかというのがよくわからないです。



滝瀬光一議員（平成会）

【児童福祉法等の改正後の子育て支援体制の現状と今後の取組について】

Q：妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の今後の設置について。

A：健康推進部と調整をし、対応を進めます。

Q：子ども家庭総合支援拠点の今後の整備について。

A：妊産婦、児童に対する支援の充実に向けて、子育て世代包括支援センターと合わせて体制の整備について検討します。

【介護保険法等の改正を受けての

介護保険事業の現状と今後の取組について】

Q：第7期介護保険事業計画における、新たな介護予防・重度化防止等の取組の検討について。

A：策定中の計画において、住民主体による通いの場の立ち上げを考えています。現在、通いの場の立ち上げが1か所予定されていますが、来年度はこの通いの場を増やしたいと考えています。

Q：第7期介護保険事業計画に、新たに地域共生社会の実現に向けた取組の推進として、地域住民と行政等の協働による包括的支援体制の検討について。

A：高齢者だけでなく障がい者や子ども等への支援にも広げ、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制については、計画の策定において、本市の実情に即した地域住民と行政等との協働による包括的支援体制の整備について検討します。

その他の質問

・社会福祉法等の改正後の社会福祉法人（社会福祉事業）の現状と今後の取組について

・教育施設の空調（冷房）設備設置状況と今後の設置及び修繕について



諏訪善一良議員（みらいきども）

【市長の街づくりの姿勢について】

Q：新駅問題について、北本市の負担金額を示されたい。

A：（市長）駅については検討していません。そのため、負担金額の積算も行っていない。なぜ質問をするのですか。私よりも詳しいではないですか。リスクの高い荒廃エリアこれが上尾から鴻巣市までです。

Q：北本駅東口駐車場・ホテルについて市民が困るような事、弱い人たちの為にやるのが政治だ。目がホテルだけに行ってしまった。第三者から、市民の財産を守るためには、上物の担保が設定されてしまったら戻せない。土地につきましても、担保禁止条項を書いてないのか。個人保証をつけていないのか。市民の財産は二重三重に保全を確保するのが、責任では。北本市の土地を担保に使われたらどうするのですか。

A：（総務部長）保証人を設定しているものはごくわずかでした。

Q：定礎石がもとに戻りました。市民にちゃんと説明していない。広報等で説明責任を。

A：（市長）議会という場で議決を受けてからその後、強く出てこられて、そういったものを受けまして、措置しました。



昨年9月の議会の請願採択及び、7月の臨時議会における市長の問責決議の全会一致の可決により、この8月に定礎石が元に戻りました。

以下は、ネットで録画配信又は議事録をご覧ください。

会議規則の

一部改正を行いました

北本市議会基本条例（平成29年条例第14号）第30条「広報広聴機能の充実」の実現に資するために、北本市会議規則の一部改正を行いました。

これまで、「議会だより」や「議会報告会」で議会の審議状況などについて、市民の皆さんにお知らせしてきましたが、どちらかというと議会が伝えたいことが主となり、市民の皆さんの意見や要望を聴く機会についてはあまりありませんでした。そのため、「広報」だけでなく「広聴」機能を充実させ、市民の皆さんから出された意見をできるだけ議論の中に位置づけていく必要があると考え、定めたものです。

これまで、議会だよりの発行や議会のホームページの掲載内容について所管していた「議会広報委員会」の名称を「議会広報広聴委員会」に改め、当該委員会の所管する事項について、議会だよりや議会ホームページに加えて、「議会報告会」

開催」や議会の「広聴活動」を所管することになりました。

議会広報広聴委員をご紹介します



左から松島委員、湯沢委員、岸委員、高橋委員長、滝瀬副委員長、日高委員、今関委員、北原委員

編集後記

秋は、多くの市民の皆様が参加される北本まつりをはじめとしたイベントが続きます。地域の活性化や地域のつながりの醸成につながればと思います。

9月議会において、議会広報委員会は、「議会広報広聴委員会」に名称が改められ、目的に議会報告会の開催及び公聴活動が追加されました。

二元代表制の一翼として、住民の信託に応え、市民の意思を的確に市政に反映させるため、議会の活動に関する様々な情報を発信して、市民参画及び市民との協働を推進し、市民にとって身近で開かれた、信頼される議会を実現するため、今後もしっかりと取り組んでまいります。

（滝）

議会広報広聴委員

委員長
副委員長
委員

“ “ “ “ “

高橋伸治
滝瀬光一
湯沢美恵
松島修一
日高英城
今関美勝
北原昭二
岸原昭二